

令和5年7月8日

コロナの影響で休んでいた先端労働法講演会を別紙案内の通り4年ぶりに再開します。

労働分野は常に変化し、法改正も毎年されています。弊所では、こうした労働関係の先端を皆様と共に学びたいと考えています。皆様にはこの機会に是非ご出席賜りますようお願い申し上げます。

## 記

開催日：令和5年10月12日木曜日午後2:00～4:15

会 場：長良川国際会議場4F大会議室

以上

ヒライ労働コンサルタント  
代 表 平井繁利

2023年7月吉日

関係者 各位

ヒライ労働コンサルタント  
岐阜県労務管理センター

## 先端労働法講演会のご案内

貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、コロナの影響で3回休演した本講演会ですが、今年は10月に開催する運びとなりました。労働の現場では、相変わらず労働法への対応、ハラスメントの予防等への実務対応に苦慮されていることと思われまます。このため先端労働法講演会ではテーマを「アフターコロナの労働実務」としました。また、今年も労働分野に強い久屋総合法律事務所のご協力も得て、民法改正が労働に与える影響について学びます。

講演会は、身近で分かり易い講演会にする所存です。今回も、労働の現場で相談が多い問題を取り上げる予定です。ご多忙中とは存じますが、多数のご出席を頂きたくご案内申し上げます。

### 記

日 時 : 2023年10月12日(木) 受付 午後1時45分  
開始 午後2時00分～4時15分  
会 場 : 長良川国際会議場 4F 大会議室  
岐阜市長良福光 2695-2 TEL 058-296-1200  
参加費 : 無料  
演 題 : 経営者のための先端労働法 —アフターコロナの労働実務—

#### 【特別講師】

弁護士法人久屋総合法律事務所

川崎 修一(弁護士) 弁護士法人久屋総合法律事務所 代表  
愛知大学大学院法務研究科 教授

「民法改正が労働に与える影響と近時の労働法分野の状況について」

令和2年年4月1日から改正民法が施行されました。例えば、保証に関する改正は身元保証に影響を与えています。このような民法改正が労働に与える影響について概説するとともに、近時の労働法の改正について概説します。

#### 【講 師】

ヒライ労働コンサルタント 相談役

青山 直希(特定社会保険労務士) 「パワーハラスメントが企業に与える影響について」

改正労働施策総合推進法により、大企業は令和2年6月、中小企業は令和4年4月より、職場におけるパワーハラスメント防止のために、適切に対応するための必要な体制の整備及び雇用管理上必要な措置を講じなければならなくなりました。パワハラ相談及び行政との対応実務を通じて、雇用管理上必要な措置について解説いたします。

ヒライ労働コンサルタント 次長

右近 弘子(特定社会保険労務士) 「労働条件明示のルール変更について」

使用者は労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければいけません。この点について、令和6年4月から労働契約の締結・更新のタイミングの労働条件明示事項が追加されます。改正のポイントとモデル労働条件通知書の解説を行います。

※ 受講希望の方は、裏面の「受講票」をご記入のうえヒライ労働コンサルタントまで FAX 送信下さい。

# 受講票

2023年度 ヒライ労働コンサルタント

「先端労働法 講演会」 出欠回答書

2023年10月12日（木）開催の先端労働法講演会に

\_\_\_\_\_出席\_\_\_\_\_・\_\_\_\_\_欠席\_\_\_\_\_します。

出席者氏名 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

2023年 月 日

所在地

事業所名

事業主名 \_\_\_\_\_

※ 出欠については、FAXによりご回答ください。

FAX 058-247-0711

.....  
講演会当日のご案内

- ・当日ご来場の際は、本受講票を受付にご提出下さい。
- ・開場および開始時刻等は、「講演会のご案内」（表面）をご参照下さい。
- ・当日、37.5℃以上の発熱や風邪症状等がある方は受講をご遠慮下さい。